



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則	
○災害救助法施行細則の一部を改正する規則（生活安全安心課）	1
告 示	
○騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示の一部を改正する告示（環境保全課）	3
○振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示の一部を改正する告示（環境保全課）	4
○騒音に係る環境基準の地域類型の指定の一部を改正する告示（環境保全課）	4
○悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示の一部を改正する告示（環境保全課）	4
○救急病院の告示（医療政策課）	5
○土地改良区の定款の変更の認可（村づくり計画課）	5
○公共測量の実施の終了の通知（農地農村整備課）	5
○漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅（水産課）	5
○都市計画事業の変更の認可・11件（道路街路課）	5
○公共測量の実施の終了の通知（道路管理課）	9
○都市計画事業の変更の認可・2件（下水道課）	9
○建築基準法に基づく道路の位置の指定（宮古土木事務所）	10
公 告	
○大規模小売店舗の変更の届出（中小企業支援課）	10
海区漁業調整委員会事項	
○漁業法に基づく指示事項・2件	11
正 誤	
○令和 7 年 5 月 23 日付け公報定期第 5315 号中訂正	17
○令和 8 年 1 月 27 日付け公報定期第 5382 号中訂正	18

規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第 4 号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和 47 年沖縄県規則第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条に次の 1 項を加える。

2 法第 8 条第 4 項の規定による実費弁償は、救助の種類ごとに、別表第 1 に定めるところにより行う。

第 11 条中「第 5 条」を「第 5 条第 1 項及び第 2 項」に改める。

別表第 1 避難所の供与の項中「350 円」を「360 円」に改め、「福祉避難所」の前に「法第 2 条第 2 項に基づき、」を加え、「高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する」を「主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する

たり13,700円」を「救急救命士 1人1日当たり13,900円」に改め、「土木技術者」の前に「保育士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理師及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条第1項又は児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第3条第1項に規定する相談支援専門員、」を加え、「15,200円」を「15,700円」に、「27,700円」を「29,600円」に、「28,500円」を「30,700円」に、「31,900円」を「33,300円」に改め、同表政令第4条第5号から第10号までに掲げる者の項中「第4条第5号から第10号まで」を「第4条第6号から第11号まで」に改める。

第10号様式中「第5条」を「第5条第1項（第2項）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第10条並びに別表第1及び別表第2の規定は、この規則の施行の日以後に救助に係る費用が確定したものについて適用し、同日前に救助に係る費用が確定したものについては、なお従前の例による。

告 示

沖縄県告示第129号

昭和54年沖縄県告示第95号（騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示）の一部を次のように改正し、令和8年7月1日から施行する。

令和8年3月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第1表中城村の項中 「

	付表の中城村の項の2の地域
--	---------------

」 を 「

付表の中城村の項の2の地域	付表の中城村の項の3の地域
---------------	---------------

」 に改め、同表西原町の項中 「

近隣商業地域 準工業地域	付表の西原町の項の3の地域
-----------------	---------------

」 を 「

近隣商業地域 付表の西原町の項の3の地域	付表の西原町の項の4の地域
-------------------------	---------------

」 に改め、同表八重瀬町の項中 「

近隣商業地域	
--------	--

」 を 「

近隣商業地域 準工業地域	工業地域
-----------------	------

」 に改め、同表の付表中城村の項及び

西原町の項を次のように改める。

中城村	1	中城村の地域のうち、字伊舎堂、字添石、字屋宜、字当間及び字安里の各一部
	2	中城村の地域のうち、字久場、字泊、字伊舎堂及び字添石の各一部
	3	中城村の地域のうち、字泊の一部
西原町	1	西原町の地域のうち、字小波津、字桃原、字安室、字与那城、字我謝、字翁長、字上原、字呉屋、字津花波、字小橋川、字小那覇及び字兼久の各一部
	2	西原町の地域のうち、字幸地、字池田、字翁長、字呉屋、字津花波、字小那覇及び字兼久の各一部
	3	西原町の地域のうち、字小那覇、字内間、字掛久保及び字東崎の各一部
	4	西原町の地域のうち、字徳佐田の一部

沖縄県告示第130号

昭和54年沖縄県告示第96号（振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示）の一部を次のように改正し、令和8年7月1日から施行する。

令和8年3月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第1表西原町の項中「近隣商業地域
準工業地域」を「近隣商業地域」に改め、同表八重瀬町の項中「近隣商業地域
「近隣商業地域
準工業地域」に改め、同表の付表中城村の項中「及び字当間」を「、字当間及び字安里」に、「字泊
工業地域」
の一部」を「字久場、字泊、字伊舎堂及び字添石の各一部」に改め、第1表の付表西原町の項中「字徳佐田
の一部」を「字徳佐田、字小那覇、字内間、字掛久保及び字東崎の各一部」に改める。

沖縄県告示第131号

平成11年沖縄県告示第293号（騒音に係る環境基準の地域類型の指定）の一部を次のように改正し、令和8年7月1日から施行する。

令和8年3月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

表北中城村の項中「、字大城」を「及び字大城」に改め、同表中城村の項中「及び字当間」を「、字当間
及び字安里」に、「字泊の一部」を「字泊、字久場、字伊舎堂及び字添石の各一部」に改め、同表西原町の
項中「近隣商業地域
準工業地域」を「近隣商業地域」に、「字徳佐田の一部」を「字徳佐田、字小那覇、字内間、字掛
久保及び字東崎の各一部」に改め、同表八重瀬町の項中「近隣商業地域」を「近隣商業地域
準工業地域
工業地域」に改める。

沖縄県告示第132号

平成18年沖縄県告示第246号（悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示）の一部を次のように改正し、令和8年7月1日から施行する。

令和8年3月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第1表北中城村の項中「特定悪臭物質」を「臭気指数」に改め、同表北谷町の項中「商業地域」を「商業
地域
字北
谷一丁目」に、「準工業地域」を「字宮城、字港及び字美浜の各一部」に改め、同表中城村の項中「字泊50
9の2」を「字久場、字伊舎堂、字泊、字添石の各一部」に改め、同表西原町の項中「特定悪臭物質」を
「臭気指数」に改め、「字小那覇」の次に「、字内間、字掛久保」を加え、同表八重瀬町の項中

「
字東風平、字伊覇、字上田原、字屋宜原、
字富盛、字世名城、字高良、字志多伯、字
当銘、字小城、字宜次、字友寄、字新城、
字後原及び字仲座の各一部」を「
準工業地域
工業地域
字東風平、字伊覇、字上田原、字屋宜原、
字富盛、字世名城、字高良、字志多伯、字
当銘、字小城、字宜次、字友寄、字新城、
字後原及び字仲座の各一部」に改め
る。